

# 寺院振興金庫のご案内

親鸞聖人750回大遠忌宗門長期振興計画の重点項目として「過疎・過密対策」が掲げられ、その対策の1つとして一般寺院の振興支援並びに国内開教の促進を図るための財的支援(貸付・助成)を目的に設置されたのが、「寺院振興金庫」です。この金庫が行う貸付・助成内容については以下の通りです。

なお、貸付利息は、実際に貸付を行う年度の4月1日の基準割引率及び基準貸付利率(公定歩合)に、0.5%を加算した数を乗じた額になりますので、ぜひご活用ください。

※貸付・助成申請にあたっては、各教区寺院振興対策委員会の事前審査を経て、寺院活動支援部<国内伝道・寺院伝道支援担当>へご提出ください。なお、申請期限は、毎年度9月末日までに行うこととなります

## <貸付>

区分	貸付種類	貸付条件	貸付額		貸付期間 (据置期間含む)
国内開教対策	① 開教拠点の設置	国内開教の必要が認められる地域で、新たに寺院の設立を目的とした開教拠点を設置する場合	1口 100万円	上限30口 (特別に理由がある場合で総局が認めた場合50口)	20年以内 
	② 主たる事務所の移転	国内開教の必要が認められる地域で、寺院又は非法人寺院の主たる事務所を移転する場合	1口 100万円	上限10口 (特別に理由がある場合で総局が認めた場合30口)	10年以内
	従たる事務所の設置	国内開教の必要が認められる地域で、新たな寺院活動を目的とした従たる事務所を設置する場合	1口 100万円	上限10口	
	③ 都市開教専従員の開教活動資金	都市開教専従員の当初の開教活動資金として必要な場合	1口 100万円	上限10口	20年以内
寺院振興支援対策	④ 本堂新築・修復	寺院又は非法人寺院の機能の振興を目的として、本堂新築又は修復の場合	1口 100万円	(新築)上限20口 (修復)上限10口 	10年以内
	⑤ 境内建物その他施設・環境の整備	寺院又は非法人寺院の公益的活動の展開を目的として、社会福祉及び介護等にかかる施設や設備の新設・購入、並びに境内建物その他施設におけるバリアフリー環境の整備を行う場合	1口 100万円	上限5口	10年以内
	⑥ 寺院後継予定者就学資金	寺院後継予定者の就学資金として借り入れたい場合 (短期大学を含むすべての大学及び仏教学院における就学期間を対象)	1カ年 50万円	最長4カ年 (50万円×4年)	10年以内 ※就学期間終了後から返済開始
借換	資金の借換え	銀行その他の金融機関からの借入金の返済資金に充当する場合	上記①～⑤の借入目的を対象とし、同貸付額及び同貸付期間になります		

## <助成>

助成種類	助成条件	助成額	助成方法
① 寺院の設立	新たに宗教法人たる寺院を設立したとき	100万円	住職の申請により、 寺院に対して交付します 
	新たに非法人寺院を設立したとき	50万円	
② 開教拠点の設置	新たに寺院の設立を目的とした開教拠点(都市開教専従員の駐留拠点含む)を設置したとき	20万円	
③ 法座活動の支援	寺院又は非法人寺院の活動支援を目的として、教区が人的支援を行ったとき (ex.住職が不在等の理由で法座活動が困難な寺院)	一法座につき3万円 (同一法座は年2回まで)	教務所長の申請により、 教区に対して交付します
④ 寺院の合併・解散	寺院又は非法人寺院が合併・解散及びこれに伴う境内建物の除却を行うとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寺院の合併にかかる事務費     上限10万円</li> <li>・寺院の解散にかかる事務費     上限20万円</li> <li>・寺院の合併・解散にかかる境内建物除却費用の半額補助     上限100万円 (該当費用相当額の1,000円未満は切捨)</li> </ul>	住職等の申請により、 寺院に対して交付します

◇お問い合わせ・ご相談は、各教区教務所もしくは寺院活動支援部<国内伝道・寺院伝道支援担当>まで

浄土真宗本願寺派 寺院活動支援部<国内伝道・寺院伝道支援担当>

TEL:075-371-5181(代表)・FAX:075-351-1211